

2025日本万国博覧会誘致委員会規約

(名称)

第1条 本会は、2025日本万国博覧会誘致委員会（以下「委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 委員会は、行政、経済界、各種団体等が協力し、オールジャパン体制で国の内外に向けて積極的に訴えかけることにより、2025年に大阪・関西における国際博覧会の誘致を実現することを目的とする。

(事業)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 博覧会国際事務局及び国際博覧会条約加盟国に対する誘致プロモーション事業
- (2) 国内における開催機運の醸成に関する事業
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事業

2 委員会は、前項に掲げるもののほか、誘致結果を受けて、2025年日本国際博覧会協会設立にかかる準備事業を行う。

(会員)

第4条 委員会は、次に掲げるもののうち、第2条の目的に賛同し、所定の手続きを経たもの（以下「会員」という。）をもって構成する。

- (1) 各種団体、企業等（以下「団体等」という。）
- (2) 行政機関
- (3) 個人

(会員の報酬)

第5条 会員は、無報酬とする。

(役員)

第6条 委員会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 会長代行 若干名
- (3) 副会長 若干名
- (4) 顧問 若干名

2 会長は、2025日本万国博覧会誘致委員会準備会が選出した者をもって充てる。

3 会長代行、副会長及び顧問は、会長が指名する者をもって充てる。

(役員職務)

第7条 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

2 会長代行は、会長を補佐する。

3 副会長は、会長及び会長代行を補佐する。

4 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長に指名された者がその職務を代理する。なお、前条第2項の規定にかかわらず、新たに会長を選出する必要が生じたときは、第13条に定める役員会において決定するものとする。

(役員任期)

第8条 役員の任期は、委員会の解散の日までとする。

(委員)

第9条 委員会に、誘致に関する事業及び取組みを推進し、支援する委員を置く。

2 委員は、会長が指名する。

(監事)

第10条 委員会に、監事を置く。

2 監事は、会長が委嘱する。

3 監事の任期については、第8条の規定を準用する。

4 監事は、委員会の会計を監査し、役員会に報告する。

(国の関与)

第11条 経済産業大臣は、オブザーバーとして、委員会の活動について助言を行う。

(総会)

第12条 委員会の総会は、会長が招集し、及びその議長となる。

2 議長は、委員会の総会において、会計年度における事業計画、予算、決算その他の委員会の運営に係る重要事項を報告する。

3 前2項に定めるもののほか、委員会の総会の構成その他当該総会に関し必要な事項は、別に定める。

(役員会)

第13条 会務の円滑な執行を図るため、委員会に役員会を置く。

2 役員会は、第6条第1項各号に掲げる役員をもって構成し、会計年度における事業計画、予算、決算その他の委員会の運営に関し会長が特に必要と認める事項について審議し、及び決定する。

3 役員会は、会長が招集し、及びその議長となる。

4 役員会は、役員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

5 役員会の議事は、役員の出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

6 会長は、必要に応じて、役員会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

7 やむを得ない理由のため、役員会の会議に出席できない役員は、あらかじめ書面で表決し、又は他の出席する役員を代理人として表決を委任することができる。この場合において、第4項及び第5項の規定の適用については、その役員は出席したものとみなす。

8 会長は、役員会を招集する暇のない場合及び議事が軽易である場合は、役員会の会議に付議すべき事案を記載した書面を役員に回付し、その賛否を問うことにより役員会の会議に変えることができる。

(事務局)

第14条 委員会の事務を処理するため、事務局を東京都千代田区及び大阪府大阪市に置く。

2 事務局に会長を補佐し、事務局を代表、指揮する事務総長を置くことができる。

3 事務総長は、会長が指名する。

4 事務局を統括するため、事務局長を置く。

5 事務局長を補佐するため、事務局参与を置く。

6 前各項に規定するもののほか、事務局の構成、会計事務及び運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

(部会)

第15条 第2条の目的を達成するために必要な事項について検討を行うため、必要に応じて委員会に部会を置くことができる。

2 部会に部会長及び副部会長を置き、それぞれ委員等の中から会長が指名する。

3 部会の構成員は、部会長が指名する。

4 部会は、会長の命を受け、必要な事項を調査検討し、委員会に報告する。

(費用負担)

第16条 委員会の運営及び事業に要する経費は、大阪府、大阪市及び会員である団体等(以下「会員企業等」という。)からの分担金その他の収入をもって充てる。

2 委員会の運営及び事業に要する経費に係る分担金については、原則として大阪府、大阪市及び会員企業等の三者に同額を割り当てる。ただし、やむを得ない事由により割り当てられた分担金を負担することができないときは、三者間で別途協議することとする。

(寄附)

第17条 委員会は、各種団体、企業、個人等からの寄附を受け付けることができる。

(会計年度)

第18条 委員会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。ただし、委員会設立初年度は、設立の日からその日以降最初に到達する3月31日までとする。

(出納閉鎖)

第19条 出納は、会計年度の翌年度の5月31日をもって閉鎖する。

(解散)

第20条 委員会は、役員会の議決を経て解散する。

(残余金)

第21条 決算に残余金が生じた場合は、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(残余財産)

第22条 委員会が解散するときに有する残余財産については、役員会において審議し、その取扱いを決定する。

(補則)

第23条 この規約に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成29年3月27日から施行する。

(経過措置)

2 委員会設立時においては、本則の規定に関わらず、事業計画及び予算については、総会における承認をもって決定する。

(2025日本万国博覧会誘致委員会準備会関係)

3 2025日本万国博覧会誘致委員会準備会会長が行った予約及び契約は、委員会会長へ引継ぐものとする。

附 則

この規約は、平成29年9月4日から施行する。

附 則

この規約は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成30年11月26日から施行する。
- 2 2025年日本国際博覧会協会（以下「協会」という。）が設立されたときは、協会に第3条第2項の事業に係る契約その他の権利及び財産を承継することとする。